

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請のご案内

【「特定中小企業者」認定制度の趣旨と効果】

国においては、民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するため、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づく事業者の指定を行っています。

これらの再生手続開始申立等事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有しているなどの要件を満たすと「特定中小企業者」の認定を受けることができ、当該認定を受けると同法に基づく「保証の特例措置（セーフティネット保証）」の対象となり、信用保証協会の債務保証について保証限度額の別枠化の措置を受けることが可能になります。

【認定の要件】

- ① 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること
- ② 市内に事業実体のある事業所を有していること
- ③ 許認可等を必要とする業種については当該許認可を受けていること
- ④ 次の条件のいずれかを満たしていること
 - (イ) 再生手続開始申立等事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有していること
 - (ロ) 再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上であること

【必要書類】

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書 2通
- ② 再生手続開始申立等事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有していることが証明できる資料（受取手形の写し等）又は当該事業者に対する取引規模が20%以上であることを証明できる資料（合計残高試算表、総勘定元帳等）
- ③ 直近の決算書1期分の写し（個人事業主の場合、直近の確定申告書の写し）
- ④ 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る）
- ⑤ 法人設立（開設）申告書の写し、又は個人事業の開業届出書の写し（法人で事業所が登記上の所在地と違う場合、又は個人事業主の場合に限る。ただし、決算書、確定申告書、許認可証等で事業実体のある事業所の所在地が確認できる場合は不要）
- ⑥ 許認可証、登録証、届出書等の写し（許認可等を必要とする事業）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

【その他】

- ① 申請後、概ね2日程度で認定の可否を審査し、認定が決定すると提出された申請書のうち1通に必要事項を記載して交付します。
- ② 当該認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があり、本認定を受けることは必ずしも金融機関による融資及び信用保証協会による債務保証を確定するものではありませんのでご留意下さい。

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書

年 月 日

大津市長 様

住所
申請者
氏名

私は、
が、
年 月 日
の申立を行ったことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 に対する売掛金 _____ 円

うち回収困難な額 _____ 円

2 に対する取引依存度 _____ %

A 年 月 日から 年 月 日までの に対する取引額等 _____ 円

B 上記期間中の全取引額等 _____ 円

大産商第 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(留意事項)

- 1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。